

療育手帳の新規交付の申請をされる方へ

対象者が18歳未満で、新しく療育手帳を取得する場合には申請が必要となります。
交付対象者としては次の要件をすべて満たす方です。

○年齢約1歳以上の方

※1歳くらいで判定されるのは例えばダウン症のように障害が明確な方に限ります。

○標準化した知能検査によって測定された結果、知能指数が75以下の方

下記のものをご用意いただき、下記問い合わせ先窓口までご申請ください。

1. 療育手帳交付申請書

※用紙は下記「問い合わせ先」の窓口にあります。

2. 写真 1枚

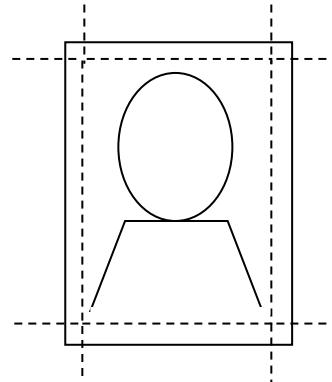
※脱帽、正面向き、上半身、背景のないもの

※サイズ たて4cm×よこ3cm

(たて3.5cm×よこ2.5cm未満は不可)

※1年以内に撮影されたもの

※ポラロイドでの撮影は不可



※大きさの目安です。点線よりも小さな写真では申請できません。

※ここに貼らないで下さい。

※マイナンバー（個人番号）を確認させていただくために必要なものがあります。詳細は、別紙を参照してください。

問い合わせ先 福祉部福祉課（本庁）

電話 89-2131

療育手帳の新規交付の申請をされる方へ

対象者が18歳以上で、新しく療育手帳を取得する場合には申請が必要となります。交付対象者としては次の要件をすべて満たす方です。

- おおむね18歳以前に知的障害が認められ、それが持続している方
- 標準化した知能検査によって測定された結果、知能指数が75以下の方

下記のものをご用意いただき、下記問い合わせ先窓口までご申請ください。

1. 療育手帳交付申請書

※用紙は下記「問い合わせ先」の窓口にあります。

2. 交付申請資料

※用紙は下記「問い合わせ先」の窓口にあります。

※記載漏れがないようになるべく全てご回答ください。

3. 写真 1枚

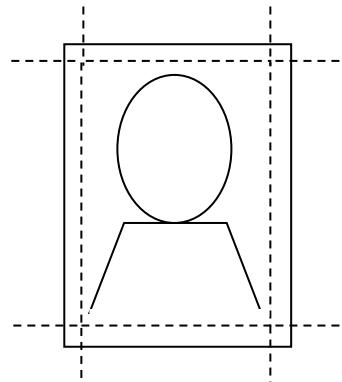
※脱帽、正面向き、上半身、背景のないもの

※サイズ たて4cm×よこ3cm

(たて3.5cm×よこ2.5cm未満は不可)

※1年以内に撮影されたもの

※ポラロイドでの撮影は不可



※大きさの目安です。点線よりも小さな写真では申請できません。

※ここに貼らないで下さい。

4. 18歳以前に知的障害が認められたことを証明する資料

この資料としては、次のものが挙げられますので、下記2つ以上のものを各自ご用意ください。

- ① 成績証明書（小学4年生及び中学2年生の時点のもの）
- ② 特別支援学級、または知的障害者を対象とした養護学校の在籍証明書
- ③ 担任教師、民生委員などの「第三者」が、本人の学業の遅れの程度などについて記述したもの（家族による申し立ては不可）
- ④ 上記①～③の資料を用意できない場合は、医師の診断書（生まれつき「精神遅滞」という診断が必要）

※マイナンバー（個人番号）を確認させていただくために必要なものがあります。詳細は、別紙を参照してください。